

## 矢掛町健康ポイント事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、「矢掛町健康ポイント事業業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

### 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 矢掛町健康ポイント事業業務委託
- (2) 実施期間 事業者決定後速やかに着手し、令和6年秋には運用を開始する。  
(詳細は、事業者決定後に協議するものとする。)
- (3) 業務の内容 別紙仕様書のとおり

### 3 提案上限額

14,900,000円(令和6年度の上限額、消費税及び地方消費税を含む。)

内訳として委託料9,300千円、備品購入費5,600千円までとする。また、委託料のうちポイント交換費用(賞品代、手配の手数料、郵送料等)は1,530千円以内とする。

### 4 参加資格

本プロポーザル参加者は、下記に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務の実施について、町の要請に応じて速やかに対応ができる体制を整えていること。
- (2) 民事再生法に基づいた再生手続開始の申立、又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立が行われている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。

### 5 業者の選定

- (1) 評価基準は、別紙「評価基準」のとおりとする
- (2) 企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。
- (3) 応募者が5者を超える場合には、企画提案書のみによる審査を実施し、上位と評価された5者により(2)の審査を行う。この場合の書類審査結果はメールで通知する。
- (4) 審査の結果、最上位となった提案者を受託候補者とする。ただし、提案書等の内容を精査した結果、仕様書及び本要領に従っていない等の不備があった場合、次点の提案者を採用するものとする。
- (5) 企画提案者が1者であった場合でも審査を実施することとし、本要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。
- (6) 選定結果については、何人も異議を申し立てることは認めない。
- (7) 契約は、受託候補者として選定した業者と随意契約を締結する。

### 6 応募書類

- (1) 提出期限：令和6年5月15日(水)
- (2) 提出書類は以下のとおりとする。
  - ①参加申込書(様式第1号)
  - ②機密保持誓約書(様式第2号)
  - ③誓約書(様式第3号)
  - ④会社の概要が分かるもの(任意様式)

⑤企画提案書（任意様式）

- ・「矢掛町健康ポイント事業業務委託仕様書」の6 業務委託内容の（1）～（7）について項目立ての上、記載してください。
- ・用紙は原則としてA4判，左綴じ，両面使用とします。ただし表現の都合上，用紙及び記述の方法を一部変更することは差支えありません。
- ・ページ番号は目次を除いた通し番号とし，各ページの下部中央に印字してください。
- ・提案にあたっては，仕様書記載の内容も考慮し，3年間事業を継続する想定で記載してください。

⑥矢掛町健康アプリ仕様書（回答欄を記入したもの）

⑦見積書（任意様式）

一式表記ではなく明細書（単価・数量を明記したもの）を添付すること。消費税及び地方消費税も計上すること。令和6年度分と令和7年度以降分の2種類提出すること。

⑧自治体における受託実績が分かる書類

⑨国税完納証明書，都道府県税完納証明書（所在地），市町村税完納証明書（所在地）

⑩財務諸表

7 スケジュール（予定）

実施内容	期日
公募開始	令和6年4月22日（月）
質問受付期限	令和6年4月30日（火）
質問書の回答期限	令和6年5月7日（火）
応募期限	令和6年5月15日（水）
プレゼンテーションの実施	令和6年5月下旬（予定）
審査結果の通知	令和6年5月下旬（予定）

8 書類提出方法

（1）提出方法：原則，電子メールで提出すること。

なお，メールの件名は，『矢掛町健康ポイント事業業務委託参加申込書【会社名】』とし，メール本文に連絡先（会社名，部署名，担当者名，電話番号，メールアドレス）を明記すること。

※添付ファイルについては，BOX等ファイル送信サービスの利用も可とする。

※電子データの形式は，Microsoft Officeにて確認可能であるファイル形式又はPDF形式によるものとする

（2）提出先：矢掛町 健康推進課 健康庶務係

9 条件

（1）詳細については，別に定める「矢掛町健康ポイント事業業務委託仕様書」を確認のこと。

（2）本委託に係る契約を締結することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は，契約を締結しない場合がある。その場合，町はそれに伴って生じる費用の一切を補償しない。

10 審査

（1）提出された企画提案書の内容について審査を実施の上，評価する。

（2）提出された企画提案書等に不備があり，必要な要件及び情報が大幅に不足していると認められる場合は，審査を行わず失格とする。

（3）審査結果については，各企画提案者に文書で通知する。

## 11 経費負担

本プロポーザルの参加に係る経費は参加者の負担とし、町はその一切を負担しない。

## 12 提出書類の取り扱い

- (1) 町に提出された一切の電子データを含む書類は返却しない。
- (2) 参加申込書または提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。
- (3) 応募書類は、矢掛町情報公開条例（平成15年矢掛町条例第19号）の規定に基づく開示請求があったときは、開示することにより当該法人又は当該事業を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示請求の対象となる。

## 13 実施要領等に関する質問の受付

- (1) 実施要領等に関する質問は、質問票（様式第4号）に簡潔にまとめ、電子メールにて提出すること。メールの件名は、『健康ポイント事業業務プロポーザル質問票【会社名】』とすること。
- (2) 質問の受付期限は、令和6年4月30日（火）午後5時までとする。
- (3) 回答は、令和6年5月7日（火）までに、矢掛町のホームページへ回答を掲載する。

## 14 注意事項

- (1) 本企画提案に際し、町から受領又は閲覧した資料等は、町の了解なく公表又は使用してはならないこととする。
- (2) 審査結果に関して一切の質疑、異議、申し立てを受け付けない。
- (3) 提案書に記載された配置予定の担当技術者について、変更しようとする場合は、町と協議の上、技術者を決定するものとする。
- (4) 提案者は審査員に個別に接触してはならない。
- (5) 参加申込提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出すること。
- (6) 次に掲げる事項に該当する者は失格とする。
  - ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ②提案の金額が3の提案上限額を超える場合
  - ③本要領及び仕様書に記載の内容を満たしていない場合
  - ④参加資格の要件を満たさなくなった場合
  - ⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

## 15 本件に係る資料提出場所及び問合せ先

矢掛町 健康推進課 健康庶務係（担当：新谷）

住所 〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

電話番号 0866-82-1013

メールアドレス kensui@town.yakage.lg.jp

## 評価基準

評価項目	評価内容		配点	
全体の評価	評価内容的 確性・実現性	健康ポイント事業の背景・目的を理解し、具体的かつ実現性のある提案がされているか。	10点	20点
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がなされているか。※他自治体への導入実績等も含む	5点	
		今後の行政サービスへのアプローチがあるか。 ※マイナンバーや自治体ポイントとの連携可否等	5点	
提案項目① 【機能要件】	町が求めている機能と同等以上の機能を満たしているか		5点	20点
	高齢者や初心者でも手軽に操作できる工夫があり、操作手順、操作方法は分かりやすいか。		5点	
	スマートフォンの機能に利用制限が少なく、幅広く利用できる機能となっているか。		5点	
	スマートフォンを所持していない者に対して代替手段が用意されているか。		5点	
提案項目② 【企画要件】	町民、登録者及び利用者の健康増進につながる多様な企画が提案されているか。		5点	15点
	若者世代から高齢者まで、毎日継続して利用できる親しみやすい企画提案となっているか。		5点	
	運用開始後の利用者増加に向けた工夫やサポート内容が提案されているか。		5点	
提案項目③ 【運用要件】	健康ポイントの的確な運用について提案されているか。		5点	15点
	ポイント等の運用に関する設定変更等に対して柔軟に対応できるか。		5点	
	ポイント運用に伴う改修や障害、サポートは迅速に行えるか。		5点	
小計①			70点	
価格点	初期費用	満点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）	75点	150点
	ランニングコスト	満点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）	75点	
小計②			150点	
合計（小計①×5+小計②）			500点	